

**住宅消費者への相談体制の整備事業  
を行う者に対する補助事業の開始についての公示**

平成22年4月15日  
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅消費者への相談体制の整備を図るための事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅消費者への相談体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅消費者への相談体制の整備事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、新築住宅や住宅リフォームの発注者等の保護を図る施策を周知することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅消費者への相談体制の整備事業

- ・新築住宅や住宅リフォームの発注者に対し、住宅リフォーム等に係る保険制度、リフォーム見積相談、専門家相談などの消費者保護を図る施策の周知を行う。

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。  
平成22年5月初旬～平成23年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(3)の全てを満たす民間事業者等。

次の①から③の全てを満たす民間事業者等。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）、建築材料（住宅に関するものに限る。）を製造及び供給している者その他住宅の供給等の事業を行う者でないこと
- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・住宅リフォーム等に係る消費者保護施策の内容を正しく理解し、消費者等への周知方法についての専門的な調査・分析能力及び実施体制を備えていることなど事業を的確に遂行する能力を有すること
- ・全国規模で効果的に消費者等へ周知・普及を行う能力を有すること

・上記周知普及事業の効果等について、できる限り客観的なデータによって示すことができる能力を有すること。

(3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・本事業の実施にあたって得た情報を第3者に漏らし、または他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること

### 3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年4月15日から平成22年5月6日まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成22年5月6日18時00分まで

②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(内線39446) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール sasaki-m2ac@mlit.go.jp

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎2004」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 佐々木、四反田

電話 03-5253-8111(内線39446) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール sasaki-m2ac@mlit.go.jp

### 4. 補助金交付候補者の選定方法

住宅リフォームに関する相談体制の整備事業を行う者に対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがあります。

### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。